家畜衛生情報

【11月分】 飼養衛生管理基準自己点検をお願いします!

10月22日に北海道で家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザが発生し、県内においてもが高まっています。

先月に引き続き、下記7項目の自己点検を実施いただき、別紙様式により家畜保健衛生所までご報告をお願いします。

※ ペットでも、1羽でも、基準の遵守が必要です。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除



報告期限:11月7日(金)までにお願いします

まとまった数の死亡、鶏冠や脚の内出血など疑わしい症状があった場合は、直 ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

(北西部支所)

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯080-6176-8052

送付方法および送付先

下記のいずれかの方法でご回答ください。(小規模飼養者)

FAX 裏面の様式をお使いください。	0748-37-4821
メール	ge37@pref.shiga.lg.jp
飼養衛生ポータル (農林水産省が管理するサイト)	<u>https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login</u> 経営体IDおよび農場IDについては、家畜保健衛生所へお問い合わせください
しがネット受付サービス	下記のとおりです。

❖しがネット受付サービスの手順について❖

- QRコードを読み取ってください。
- ② ログイン (最初にメールアドレスの入力とパスワードの設定が必要です。)
- ③ 指示に従って入力、回答をお願いします。
- ④ 結果を送信してください。受付けのお知らせがメールで届きます。

≪しがネット受付サービス≫





https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/selfcheck-kakinsyou-11

報告書記載例

農場名 琵琶湖農場 琵琶湖太郎 点検日 11月3日 点検者 O/× 項目 1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒 Ο. 2. 衛生管理区域専用の衣服・靴の設置と使用 \bigcirc 3. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等 ※ 衛生管理区域に車両が入らない場合は実施不要 4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒 ※ 衛生管理区域と鶏舎が一致している場合は①と合わ 0 せて1回の消毒で可。※専用の手袋の使用も可 5. 家きん舎ごとの靴の設置と使用 × 6. 野生動物の侵入防止のためのネット等設置、点 \bigcirc および修繕 7. ねずみ及び害虫の駆除 X

できている : O できていない: X 該当しない : -

【衛生管理区域(※)と鶏舎が一致している場合】

手指の消毒が1回でもできていたら ①、④、どちらもOにしてください。 衣服、靴も1回でも交換できていたら ③、⑤どちらもOにしてください。



【衛生管理区域(※)と鶏舎が一致していない場合】

手指の消毒は衛生管理区域、鶏舎に入る2回 行ってください。

衣服の交換は衛生管理区域に入るときに行ってください、靴の交換は衛生管理区域、鶏舎に入る2回行ってください。



※ 衛生管理区域とは

・家きんに直接触れた者が消毒や衣服および靴の 交換を行わずに行動する範囲 (家きん舎、たい肥舎、飼料倉庫など)